

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

智頭町は鳥取県南東部に位置し、町面積の93%を山林が占めており、吉野・北山に並ぶ歴史ある林業地として全国的にも知られている。また、古くから山陰と山陽を結ぶ交通の要衝として栄えた宿場町であり、物資の流通拠点として発展してきた地域である。高度経済成長期に交通インフラが整備されたことを背景に製造業や建設業を中心とした企業の進出や就業人口が伸び続けてきたが、バブル経済崩壊以降、企業の経営環境が年々厳しくなるとともに、公共事業が著しく減少したことなどから、第二次産業の就業人口は減少している。

しかしながら、本町における第二次産業への就業者比率は県下トップを維持しており、第二次産業への依存度が高いことが特徴としてうかがえ、地域を支える中小企業の成長が今後の地域経済の成長に大きく影響を与えると言える。

本町の人口構成の推移は、65歳以上の高齢者層の増加と15歳未満の年齢層の減少が顕著であり、昭和35年の14,390人をピークに減少傾向にある。

現在、町内の中小企業は、従業員の平均年齢の高齢化や人手不足、後継者不足を始め、施設・設備等の老朽化などの問題に直面しており、現状を放置すると廃業や撤退に追い込まれることとなり、地域経済の縮小のみでなく、さらなる人材の流出や地域活力の減退など、様々な悪循環を生み出し、地域社会の存続に甚大な影響を与えることが危惧される。

このような中、独自の取り組みとして企業立地の促進・雇用機会の拡大に対する支援を始め、創業・開業支援、空き店舗の活用支援、中小企業者への円滑な資金供給とその経営支援体制の強化などの各種事業を講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、企業と地域が共に持続・成長していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

智頭町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が智頭町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、智頭地区を中心とした平野部に商業・工業などの第二次産業・第三次産業が集積し、智頭地区を取り囲む農地や山間部一帯では農林業などの第一次産業が広域に立地している。

各産業の地域分けは明確ではなく、町内に広がっていることから、地域の中小企業者による幅広い取組を促し、生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、智頭町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

前述のとおり本町の産業は、農林業、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の地域経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、全ての業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。

したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画同意の日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては
先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。